

京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎建設基本計画

(案)

京 丹 波 町

目次

1. 計画策定の背景と目的	1
1.1. 社会的ニーズの変化と現状	1
1.2. 就学前児童の健やかな育成支援	1
1.3. 既存施設の状況	2
1.4. 計画策定の流れ	2
2. 前提条件の整理	4
2.1. 現園舎（1園、1所、1分園）の現況分析	4
2.2. こども園整備に関する保護者、町民の意識の把握	6
2.3. 多機能な役割を担う併設施設整備	8
3. 整備の基本方針	9
3.1. 施設定員	9
3.2. クラス編成	10
3.3. 生活スケジュール	11
3.4. 建築計画・施設計画における基本方針	12
3.5. 計画敷地について	13
4. 建築計画・施設計画	17
4.1. 整備内容	17

(注) 整備を計画している須知幼稚園と上豊田保育所（下山分園含む）の統合園に関し、
策定時点において正式名称が確定していないことから、本計画内では「(仮称) たん
ばこども園」と表記しています。

1. 計画策定の背景と目的

本計画は、就学前教育・保育の充実を目指し、町立幼稚園と町立保育所等を「幼保連携型認定こども園」に移行することを目標に掲げる中で、施設の老朽化が課題である須知幼稚園と上豊田保育所（下山分園含む）の統合園舎整備に向け、保護者や園児、関係者のニーズに応じた施設、園児の健やかな育ちと成長が促せる施設、京丹波町の特色を活かした施設を整備することを目的としています。

1.1. 社会的ニーズの変化と現状

- 平成 29 年度における各施設の利用人数（4月 1 日時点）は、須知幼稚園が定員 260 名に対し 51 名、上豊田保育所が定員 120 名に対し 117 名となっており、就労状況の変化に伴い保育ニーズが高まっています。
- 子育て世代に多様な働き方が広がるなか、幼稚園において預かり保育が利用されるなど、長時間利用のニーズが高まっています。
- 集団活動に必要な規模の園児数を確保する必要があります。
- すべての就学前児童に対し、平等な条件のもとで幼児教育・保育を提供できる体制づくりが求められています。

1.2. 就学前児童の健やかな育成支援

平成 27 年に策定した「京丹波町こども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）において、幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保に関する方策として「認定こども園の普及に関する考え方」を示しており、幼保連携型認定こども園への移行を目標に定めています。

そして、就学前児童の育成支援のあり方に関して、次のとおり取り組み目標を掲げています。

「支援事業計画」（抜粋）

質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な保幼小連携の取り組みの推進

保育所や幼稚園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

* 「支援事業計画」42 ページ参照

1.3. 既存施設の状況

統合対象である施設はいずれも築 40 年以上経過しており、老朽化に伴う雨漏りや増築による動線の複雑化など、施設管理や運用に困難が生じています。

また、上豊田保育所には専用駐車スペースが少なく、送迎ピーク時に敷地内や周辺が混雑する状況となっており、安全面からも改善すべき点があります。

下山分園に関しては、耐震補強面で課題があることから平成 24 年度以降は休園しており、現在も同様の状況が続いている。

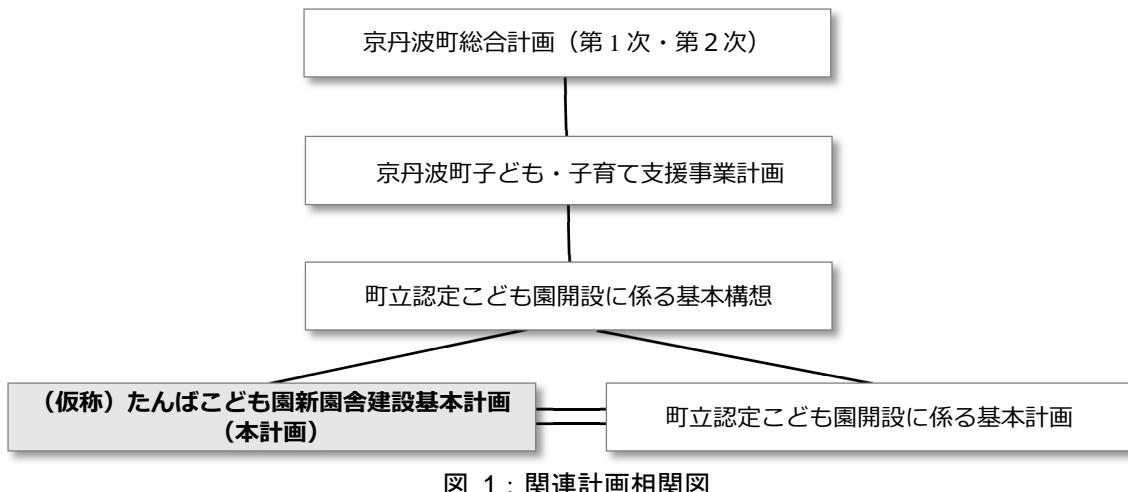
表 1：既存施設の建築年度

園・所名	建築年度
須知幼稚園	昭和 53 年
上豊田保育所	昭和 55 年
" 下山分園	昭和 47 年

1.4. 計画策定の流れ

（1）関連計画との位置付け

本計画は、町のマスタープランである総合計画を最上位とし、支援事業計画及び町立認定こども園開設に係る基本構想（以下「基本構想」という。）を上位に位置付けて策定するものとします。なお、同時期に策定する「町立認定こども園開設に係る基本計画」を関連計画とし、整合性を図るものとします。



〔参考 1〕最上位計画における目標設定

○京丹波町総合計画（第1次:平成 19 年策定／第2次:平成 29 年策定）

基本方針 2 「地域総がかりで育む子育てからひとづくりへ」における施策の一つとして、幼保連携型認定こども園への移行及び設置（55～57 頁参照）を掲げています。

〔参考 2〕関連計画との整合性

○町立認定こども園開設に係る基本計画（平成 30 年策定予定）

基本構想を踏襲して策定することから、運営に関する基本的事項を盛り込んでおり、本計画における新園舎整備方針と関連するため、整合性を図ったうえで、それぞれの計画において具体的な内容を示しています。

（2）検討のプロセス

本計画は、基本構想をもとに作成することから、引き続き開設準備委員会で調査・研究等を行い、町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）による審議を経たうえで策定するものとします。

具体的には、図2のとおり①～⑨までのプロセスに分けて段階的に検討を進めることとし、本計画の前段となる基本構想に関する①～⑥は平成28年度に完了していることから、平成29年度においては⑦～⑨に取り組み、策定に向けた調整を図るものとします。

平成29年度における本計画の検討プロセスとしては、町長から審議会への諮問を受け、本計画の根幹となる統合園舎整備に関する基本的事項を検討するために、審議会内に「統合園舎整備検討部会」を設け、3回の会合を開いて検討を重ねるなかで「検討結果報告書」をまとめあげて審議会へ報告した後、本報告書に基づき審議会において慎重審議をし、計画書（案）を町長に答申しました。

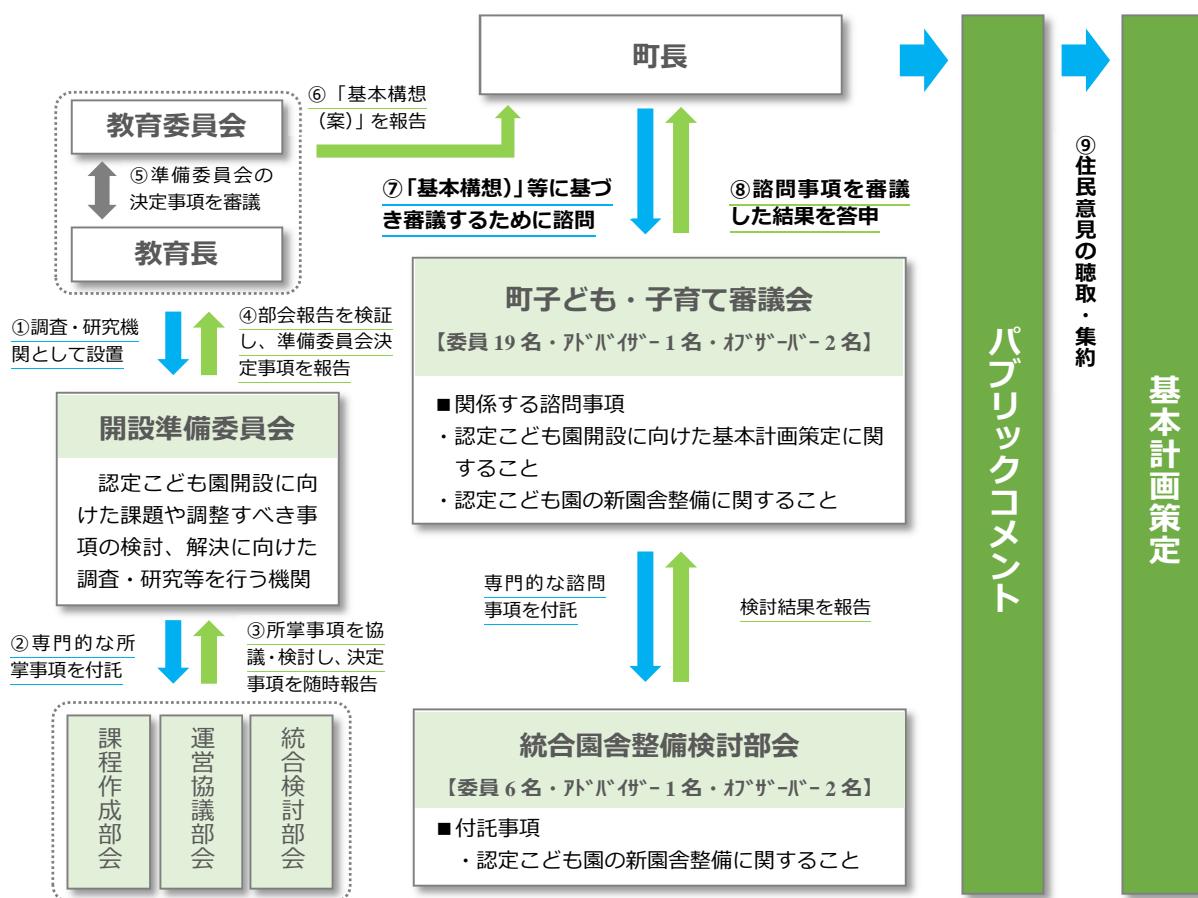


図2：認定こども園開設に向けた決定プロセス

2. 前提条件の整理

2.1. 現園舎（1園、1所、1分園）の現況分析

統合対象である須知幼稚園、上豊田保育所、下山分園に関して、既存施設の利用状況及び園舎の現況等を表2のとおりまとめました。

表2：既存施設の概要

		須知幼稚園		上豊田保育所		下山分園	
		定員	利用人数 ・面積等	定員	利用人数 ・面積等	定員	利用人数 ・面積等
幼児・園児数(名)		260	51	120	117	40	0
敷地面積(m ²)			5,197		4,868		1,559
園舎(m ²)			1,339		1,001		780
園庭(m ²)			1,456		400		1,363
床面積	保育室1室あたり		64		42		57
	遊戯室		220		120		284
1人 当たり面積 (m ²)	園舎	5.2	26.3	8.3	8.6	19.5	-
	園庭	5.6	28.5	3.3	3.4	34.1	-
	遊戯室	0.8	4.3	1.0	1.0	7.1	-
駐車場	面積(m ²)		770		1,450		-
	送迎用台数(台)		35		30		-
	職員用台数(台)		10		20		-

※利用人数は平成29年4月1日時点。

■ 現状について

- 上豊田保育所は入所児数が増加傾向にあり、定員と利用人数が同程度となっています。
- 須知幼稚園は入園児数が減少傾向にあり、竣工当時の定員に対して約2割の利用人数となっています。
- 現況の園庭に関しては、須知幼稚園は園児数の関係から広々とした利用ができる一方、上豊田保育所は開けた空間が少なく利用が制限される状況にあります。なお、須知幼稚園の、園庭面積を平成29年度の利用人数で割ると、一人当たり27m²となります。
- 須知幼稚園では通園バスの利用が多くあるため、駐車場内において混雑は生じていない状況にあります。
- 上豊田保育所では送迎手段が自家用車主体であるため、送迎ピーク時に駐車場内において混雑している状況が見受けられます。保育所専用の駐車場区画が少ないと混雑の要因と考えられます。



図 3：上豊田保育所（左：園庭、右：生涯学習センターと共に駐車スペース（登園時））



図 4：須知幼稚園（左：園庭、右：須知公園への通路と公園内の駐車スペース）



図 5：下山分園（左：園舎（遊戯室）、右：園庭）

2.2. こども園整備に関する保護者、町民の意識の把握

本計画の検討にあたり多くの方の意見を反映できるよう、アンケート調査を実施しました。調査概要と結果は次のとおりです。

(1) 調査概要

■ 実施日程

【配布／返信期限】 9月5日（火）／9月14日（木）

■ 対象者抽出条件・回収率

① 幼稚園及び各保育所に在籍する園児の保護者	248 件
② 丹波地区内に住所を有する 20 歳以上 60 歳以下の方(*)	523 件
③ 子育て支援センター利用者等	9 件

* 住民基本台帳から無作為に抽出

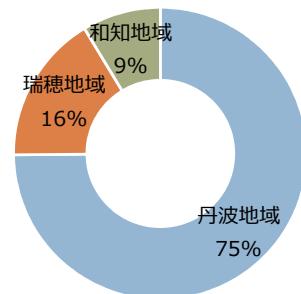
配布数：780 件

回収数：359 件（回収率 46.03%） *自由記述のみ記入 1 件含む

(2) 調査結果

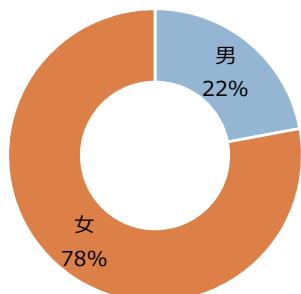
【設問 1】あなたの住んでいる地域を教えてください。

- 丹波地域 : 268 件
- 瑞穂地域 : 59 件
- 和知地域 : 31 件



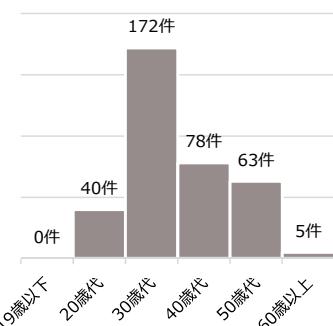
【設問 2】あなたの性別を教えてください。

- 男 : 79 件
- 女 : 279 件



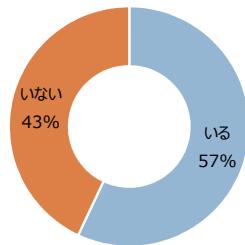
【設問 3】あなたの年齢を教えてください。

- 20 歳代 : 40 件
- 30 歳代 : 172 件
- 40 歳代 : 78 件
- 50 歳代 : 63 件
- 60 歳以上 : 5 件



**【設問4】同居されているご家族の中に
小学校入学前（0～6歳）のお子様はいますか。**

- ・ いる : 204件
- ・ いない : 154件

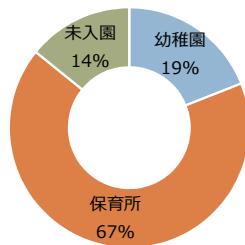


**【設問4-2】【「いる」と答えた方のみ】
お子様は幼稚園か保育所に在籍していますか。**

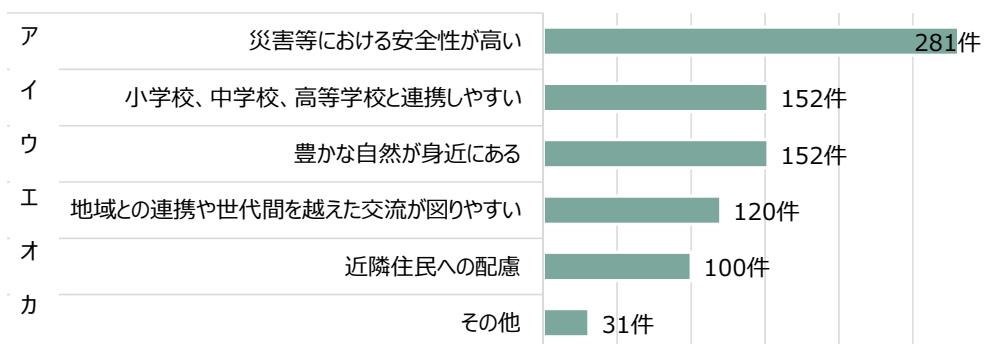
(複数回答可)

- ・ 幼稚園に入園中 : 43件
- ・ 保育所に入所中 : 151件
- ・ 入園（所）していない : 32件

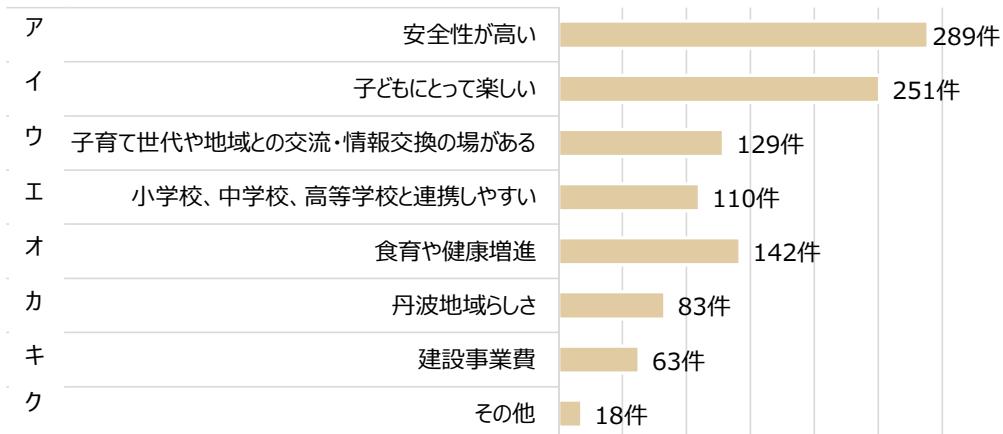
計226件



【設問5】こども園の敷地選びにあたり特に関心のある事柄に○印をつけてください。
(複数回答可)



【設問6】こども園の建物や外構計画にあたり特に関心のある事柄に○印をつけてください。
(複数回答可)



(注1) 358件(白紙除く)を母数に算出
(注2) グラフの割合は小数点第1位を四捨五入しているため、端数が合わない場合があります。

（3）アンケート結果まとめ

特に関心のある事柄として回答が多かった項目は、設問5（敷地）と設問6（園舎）いずれも「安全性の確保」に関するものであり、新園舎整備においてもっとも配慮が必要であることがアンケート結果により確認できました。

また、他の項目において高い割合を占めるものを見ると、敷地では「校種間連携」「豊かな自然」が共に42%、園舎においては「子どもにとっての楽しさ」が70%、「食育・健康増進」が40%となりました。

＜参考＞各設問において「安全性の確保」の項目が占める割合

* 設問5（敷地） … 78%

* 設問6（園舎） … 81%

2.3. 多機能な役割を担う併設施設設整備

新園舎が、京丹波町の特色を生かした施設、子育て力を育みサポートする施設となるよう、認定こども園機能に加え、入所していない児童や保護者の交流の場、児童の発達段階に応じた支援の場としての役割を担うことを目的に、次のとおり併設施設を整備するものとします。

（1）療育事業施設

町内在住の児童を対象に、一人ひとりの個性を生かし、発達段階に応じたサポートができるよう、児童福祉法に基づく障害児通所支援の事業所に準じた支援を提供する施設として運営します。

なお、子育て支援の充実を目指す観点から、今後の地域ニーズや情勢を把握するなかで、さらなる事業の充実に努めるものとします。

（2）子育て支援ルーム

拠点として整備予定である子育て支援センターとの連携により、入所していない児童や保護者、子育て世代の方を対象に、丹波地域における身近な相談・交流の場としての役割を担う地域子育て支援活動施設として運営します。

〔「子育て支援センター」と「子育て支援ルーム」の役割〕

京丹波町においては現在、丹波子育て支援センター、瑞穂子育て支援センター、和知子育て支援センターの3つの支援センターを運営していますが、利用者数が減少傾向にあるなか、利用しやすい環境づくりの一環として常時利用可能な拠点施設の整備を目指しています。

そのため、拠点施設整備後は、現行の場所へ出張する形で相談対応等に応じる計画であることから、丹波地域における活動拠点として新園舎内に「子育て支援ルーム」を併設整備します。

3. 整備の基本方針

3.1. 施設定員

施設定員は、「支援事業計画」策定時に用いた住民基本台帳の実績値から将来人口を推計した数値を引用し、開園予定の平成34年度時点における児童数を基礎データとします。

データによると、将来入所児童数は減少傾向が見込まれますが、入所率（入所児童数÷年齢別人口）は年度によって差があるため、そのことを考慮し、施設定員の設定にあたっては、年齢別に過去8年間の入所率を算出したうえで、それぞれ最多時の割合（白抜き部）を採用して設定するものとします。のことから、新たに整備する新園舎の定員は180名で設定します。

表3：施設定員の推計

児童数 年度	住民基本台帳（各年4月1日現在）、入所人員（各年度末）							見込	推計							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		H29	H30	H31	H32	H33	H34		
	<参考>人口総数								8,451	8,365	8,243	8,104	8,050	7,974	7,829	
0歳	人口	44	39	44	40	35	42	37	34	38	36	35	35	33	33	31
	入所児童数	5	4	9	7	3	7	10	5	12	11	11	11	10	10	10
	割合	11.4%	10.3%	20.5%	17.5%	8.6%	16.7%	27.0%	14.7%	31.6%	31.6%	31.6%	31.6%	31.6%	31.6%	31.6%
	人口	53	50	41	47	44	37	47	39	33	41	39	38	38	36	36
1歳	入所児童数	23	9	13	20	21	15	18	18	12	20	19	18	18	17	17
	上豊田保育所	23	7	11	15	21	15	18	18	12	20	19	18	18	17	17
	下山分園	0	2	2	5											
	割合	43.4%	18.0%	31.7%	42.6%	47.7%	40.5%	38.3%	46.2%	36.4%	47.7%	47.7%	47.7%	47.7%	47.7%	47.7%
2歳	人口	59	57	50	42	51	44	42	42	40	42	42	40	39	39	37
	入所児童数	28	31	16	21	28	24	19	18	24	25	25	24	23	23	22
	上豊田保育所	19	27	10	17	28	24	19	18	24	25	25	24	23	23	22
	下山分園	9	4	6	4											
3歳	割合	47.5%	54.4%	32.0%	50.0%	54.9%	54.5%	45.2%	42.9%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	人口	49	61	53	47	45	51	47	43	44	42	41	41	39	38	38
	入所児童数	42	53	46	39	33	47	45	37	38						
	須知幼稚園	17	18	14	17	11	18	18	18	17	40	39	39	37	36	36
4歳	上豊田保育所	21	26	26	18	22	29	27	19	21						
	下山分園	4	9	6	4											
	割合	85.7%	86.9%	86.8%	83.0%	73.3%	92.2%	95.7%	86.0%	86.4%	95.7%	95.7%	95.7%	95.7%	95.7%	95.7%
	人口	64	50	64	54	48	44	51	48	42	47	42	41	41	39	38
5歳	入所児童数	62	50	61	49	47	41	48	47	38						
	須知幼稚園	28	24	26	17	25	17	20	19	18	47	42	41	41	39	38
	上豊田保育所	27	21	26	26	22	24	28	28	20						
	下山分園	7	5	9	6											
	割合	96.9%	100.0%	95.3%	90.7%	97.9%	93.2%	94.1%	97.9%	90.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	就学前児童人口（合計）	335	322	301	293	276	269	270	258	244	246	246	237	231	226	219
	入所児童数（合計）	221	210	194	197	182	182	179	176	170	181	183	175	170	166	162

②年度途中入所の状況（入所見込データ資料）

	H23	H24	H25	H26	H27
0歳児	1		1	3	4
1歳児	4	5	1	3	5
2歳児	2	2	4	1	2
3歳児			2		
4歳児	1	2	1		1
5歳児		1			
合計	8	10	9	7	12

■新園舎における年齢別定員 *①(H34推計入所児童数)+②

	推計入所児童数①	年度途中入所見込②	計<①+②>③
0歳児	10	4	14
1歳児	17	5	22
2歳児	22	4	26
3歳児	36	2	38
4歳児	38	2	40
5歳児	39	1	40
合計	162	18	180

3.2. クラス編成

（1）学年単位別定員の設定及びクラス編成

就学前教育・保育の充実を図る観点から、本町においては職員配置基準を国及び「京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例」（以下「府認定要件条例」という。）による基準よりも多い職員を配置し、園児の健やかな成長を促すきめ細かな教育・保育ができる体制とします（表4）。

クラス数については、町独自の基準を用いた上で、2クラスを基本に編成します。なお、行動範囲が広がる1歳児については、ゆったりとした空間の中で成長を促せるよう3クラス編成とします（表5）。

表4：職員配置基準

	職員配置基準*1	
	国・府基準*2	町独自基準
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	6 : 1	4 : 1
2歳児	6 : 1	5 : 1
3歳児	20 : 1	20 : 1
4歳児	30 : 1	25 : 1
5歳児	30 : 1	25 : 1

*1 職員配置基準は「児童数：職員数」の割合で表記。

*2 国・府の職員配置基準は、幼保連携型認定こども園の保育所児に対する割合。
(府認定要件条例 第4条 参照)

表5：年齢別定員とクラス数

	年齢別定員	クラス数	クラス単位定員
0歳児	14	2	7人
1歳児	22	3	7～8人
2歳児	26	2	13人
3歳児	38	2	19人
4歳児	40	2	20人
5歳児	40	2	20人
計	180	13	

（補足）職員の配置人数の考え方

0歳児のクラス人数が7名の場合… $7 \div 3 = 2\ldots 1$ クラスの職員は3名となります。

（2）就学前の待機児童回避に向けた考え方

就学前に待機児童が生じることがないよう、4・5歳児においては、みずほ保育所やわちエンジエルなど、他の2園の年齢別定員25名に準じた受入枠確保を考慮したうえで施設整備を検討します。

3.3. 生活スケジュール

新園舎において整備する「こども園」と「療育事業施設」においては、それぞれが目的をもって運営しており、表 6 のスケジュールに基づいて 1 日の活動を行います。

なお、「子育て支援ルーム」に関しては、拠点の子育て支援センターの事業計画により活動内容を調整します。

表 6 : (仮称) たんばこども園の 1 日のスケジュール

	3号認定児童 <保育所0・1・2歳児>	2号認定児童 <保育所3・4・5歳児>	1号認定児童 <幼稚園3・4・5歳児>	療育事業施設
7:30			延長(早朝)保育時間 *保護者の送りに 応じて順次登園	
8:30	保育活動（あそび）			・持ち物の整理 ・身支度 ・出席確認 ・自由あそび
9:00		全入園児童 登園		
9:30	保育活動（あそび）			登室
10:00	おやつ			健康チェック・おはようの会
10:30	保育活動（あそび）			排泄・水分補給
11:00			教育課程に基づく活動	設定遊び
11:30	給食 (準備・片付け・歯磨き)		給食準備	昼食
12:00	午睡準備		給食（片付け・歯みがき）	自由遊び
12:30				設定遊び
13:00	午 睡		【一日の振り返り】	
13:30		午睡準備		保護者へ報告・さようならの会
14:00		午 睡		降室
15:00	めざめ・着替え			
15:30	おやつ (準備含む)			
16:00	降園準備			
16:30	降 園			
18:30	保育活動（あそび）		保護者が就労の場合は2号認定で預かれ るため、預かり保育は 設定しない。	延長保育時間 *保護者の迎えに 応じて順次降園

3.4. 建築計画・施設計画における基本方針

就学前教育の充実に向けて、京丹波町らしい教育・保育を提供する認定こども園の施設整備を目指し、京丹波町の財産である「森林」「食」「子育て力」「地元力」の活用を踏まえて次の点を基本方針として計画を検討するものとしました。

(1) 安全で安心して利用できる施設

- ・ 地震や火災など、災害時の安全性を確保した施設とする。
- ・ 子どもの遊びや生活におけるリスクに配慮した施設とする。
- ・ 見通しをよくし、死角のない施設とする。
- ・ 食育の推進やアレルギー対策など、衛生・健康に配慮した施設とする。

(2) 子どもにとって魅力ある施設

- ・ 子どもがワクワクし、自立心や好奇心を育むことができる施設とする。
- ・ 発達過程に配慮し、子どもが成長を感じられる施設とする。
- ・ 異年齢交流などを通じて、多様な価値観を共有できる施設とする。

(3) 充実した教育・保育を提供できる施設

- ・ 職員、園児、送迎する保護者等のスムーズな動線が確保された施設とする。
- ・ 十分な収納スペースを確保し、教育・保育をスムーズに提供できる施設とする。
- ・ 教育・保育における多様なニーズの変化に対する柔軟性を持った施設とする。
- ・ 食の宝庫である京丹波町の“食”の恵みに触れ、学べる施設とする。

(4) 地域縦がかりの“子育て力”を活かせる施設

- ・ 近隣の学校との校種間連携を想定した施設とする。
- ・ 保護者や地域など“地元力”が参画しやすい施設とする。
- ・ 子育てに関わる多様なニーズに応え、“子育て力”を育む多世代交流拠点となる施設とする。

(5) 豊かな自然を活かした人と自然にやさしい施設

- ・ 豊かな自然環境を取り入れた活動やさまざまな遊びができる施設とする。
- ・ 自然通風や自然採光など、自然環境を活かした温もりと安らぎのある施設とする。
- ・ 京丹波町の豊かな森林資源を活かし、木の温もりが感じられる施設とする。

(6) コスト縮減や維持管理に配慮した長寿命な施設

- ・ 地域産材や立地条件を活かしつつ、整備コストの抑制を図った施設とする。
- ・ 日常のメンテナンスや将来の改修を考慮し、維持管理しやすい施設とする。
- ・ 長く使って地域に愛される長寿命な施設とする。

3.5. 計画敷地について

計画敷地は、新設することも園が既存施設の統合園であることを踏まえ、園児の健やかな育ちと成長を支援する施設、京丹波町の特色を活かした施設を実現できる環境を基本に、次のとおり選定しました。

(1) 候補地選定の経緯

現園舎地の活用として「須知幼稚園」と「上豊田保育所」、まちづくりの中心的な位置付けから「新庁舎付近」、必要面積が確保でき町有地の有効活用が図れる面から「旧須知小学校」の4案を候補地とし、基本方針をまとめたうえで、アンケート結果を基に検討を重ねた結果、安全面をはじめ、アクセス道、地形、用地確保における（グラウンド）利用者への影響等を総合的に勘案すると、上豊田保育所と旧須知小学校は新園舎地としての活用が難しい状況にあります。

須知幼稚園と新庁舎付近に関しては、それぞれ異なる魅力がありますが、新庁舎付近は新庁舎との連携等でメリットがある一方、集約することによる交通状況の変化、園児の声や屋外放送における隣接住宅地への影響等、不確定要素が多くあり、新たに用地を確保するまでの利点が見込みにくいところがあります。須知幼稚園に関しては、駐車場確保やアクセス道整備に課題はありますが、子ども目線を重視すると、園舎敷地内の限られた範囲ではなく、都市公園も含めた周囲の豊かな自然すべてを育ちの場とすることができる環境に魅力があることから、「須知幼稚園」を候補地として選定しました。

表 7：選定における基本方針と「須知幼稚園」の選定理由

基本方針	「須知幼稚園」におけるメリット
災害等における安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 府道に接し、緊急車両がアクセスしやすい。 府道以外にも、隣接する都市公園を通って、丹波ひかり小学校へ避難することができる。
多様な校種間連携及び地域や世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 丹波ひかり小学校をはじめ、中学校や高校との校種間連携を図りやすい位置にある。 地域住民が利用する公園と遊び場を共有し、地元力を活かした教育環境を提供できる。
豊かな自然を生かせる環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然に囲まれ、四季折々の体験ができる。 公園と一体となった遊び場を確保でき、充実した教育環境を提供できる。
近隣住民への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 須知幼稚園を開設しているため、児童施設に対して地元から一定理解が得られている。
財政状況を踏まえた建設費用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 町有地を活用した整備計画が可能である。

(2) 健やかな育ちを促す環境に向けた敷地面積確保の必要性

須知幼稚園の園舎は定員 260 名で整備されているため、改修・増築して認定こども園に活用することが考えられますが、搬入路も考慮したうえで新たに調理室やランチルームの整備が必要であることをはじめ、保育室の増築、0・1・2歳児の受入対応ができるトイレ・水周りなどの設置、それぞれの動線確保を踏まえた併設施設の整備などを現有施設内で行うと、園庭や玄関周りのスペースが減少し、充実した教育・保育環境を目指した施設整備が難しい状況にあります。また、現行は3・4・5歳児のみの入園であり、通園バスの利用が多くありますが、こども園になると0・1・2歳児が加わったうえに登園・降園時間も各家庭の状況に応じて異なることから、自家用車による保護者送迎が増加し、駐車スペースにおける送迎時の安全性と効率性を確保する必要があります。しかし、空地の少ない現在の須知幼稚園の敷地のみでは、こども園において必要となる敷地面積の確保が困難な状況です。

そのような現状のなか、都市公園の活用を目的とした国家戦略特区法の一部改正（平成27年8月）内容に基づき都市公園法が改正され、一般措置化されたことで、特区以外の都市公園においても占用による保育所等施設の建設が可能となったことから、園児が健やかに育つための環境確保を目指し、須知幼稚園と隣接する都市公園「須知公園」を含めて検討を行うものとしました。

■ 都市公園の占用要件

都市公園の一部占用にあたっては、公園管理者（※）の占用許可が前提となることから、施設整備にあたっては、次の条件等について協議をし、調整する必要があります。

※須知公園は町立であるため、管理者は京丹波町。

表 8：都市公園法における基準等

占用の要件 (都市公園法第7条第2項)	都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるもの
規模についての基準 (都市公園法施行令 第16条第1項第6の2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用の場所は広場又は公園施設である建築物内 ・ 施設の敷地面積の合計が、公園全体の広場の面積の30%以内
その他の技術的な基準 (都市公園法施行令 第15条～17条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用物件の外観及び配置は、都市公園の風致及び美観等を害しないものとする ・ 地上に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全又は公衆の利用に支障を及ぼさないものとする ・ 占用に関する工事については、公衆の利用に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること

(3) 計画敷地の概要

a) 敷地の状況

既存の須知幼稚園敷地のみでは、定員 180 名規模の園舎、園庭、送迎・駐車スペース、併設施設などの整備に必要な面積を確保することが困難であるため、隣接する都市公園「須知公園」の一部占用を含めて計画敷地として整備を計画するものとします。



図 6：敷地写真

(左：航空写真、右上：須知幼稚園、右中央：須知公園の園路、右下：幼稚園に隣接する公園部分)

b) 周囲の環境

南側は府道や公園に面し、園舎及び公園敷地内へのアクセス道として利用されています。また、道路や公園を挟んで住宅街、商店街が近接しており、地域と適度な距離を保ちながらの連携、園児の見守りなどが行える位置関係にあります。

西・北側は山に面しており、府道または町道を上がっていきと、徒歩 10 分程度の場所に町立丹波ひかり小学校が位置しています。



南側の府道とバス停留所



南側の府道と職員駐車スペース



須知幼稚園南側の桜並木と公園の園路



須知公園南側の畠や住宅地

図 7：周囲の写真

4. 建築計画・施設計画

3章に示した整備の基本方針を実現するため、建築計画・施設計画として、園舎や敷地の整備内容に関する提案事項を次のとおりまとめました。

4.1. 整備内容

「こども園」をはじめ、併設施設である「子育て支援ルーム」と「療育事業施設」の整備内容案を整理し、それぞれの項目別に（1）～（3）に分けて示すものとします。

（1）こども園

利用する園児の安全面を第一に考えたうえで、周囲との調和を図るなかで京丹波町の森林資源を有効活用した構造を取り入れるとともに、整備の際には次の点を考慮するものとします。

【施設整備全般に関する事項】

- ・ 園児らが利用しやすいよう、廊下の広さ、テラスの整備位置（高さ）、水道の高さや奥行き等、子どもに合わせた形で整備。
- ・ 機能性重視で維持管理が適切にできる施設整備。
- ・ 園児の動線を考えた施設整備。
- ・ 乳児棟・幼児棟の整備等による発達・育ちに合った環境整備。
- ・ 就学を見越した連携が図れるよう小学校付近に園舎を整備。
- ・ 近くに自然があり、園児が伸び伸びと遊ぶことができる環境整備。
- ・ 活用を見越したうえで、公園や散歩コースのある付近に園舎を整備。
- ・ 職員室につながる園舎内の通信（電話）網整備。
- ・ 木の玩具を集めたフリースペースの設置。
- ・ 水まわりの所に整理棚を設置。
- ・ 衛生面や安全面に配慮したうえで、保育室か中廊下のいずれかに、年齢に合わせて手洗い場を配置。
- ・ いかなる場合にも対応できる避難経路の整備。
- ・ 園児の絵画や作品などを掲示・展示することができるスペースを分散的に配置。（異年齢の関わりや、園環境の整備に園児自身が関わるようにするため）
- ・ 園児の安全で安心な生活を維持するための環境整備。（駐車場の動線管理、柵等の設置、全体が見渡せる職員室等の配置など）
- ・ 施設のバリアフリー化。

表 9：園舎内の整備内容案

整備内容	注意点及び要望等
保育室 * ほふく室…2部屋 乳児室… 3部屋 保育室… 8部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の健やかな生活の場として、明るく、広い面積で整備する。 ・収納スペースを充分確保し、ケガや事故の防止に配慮する。 ・保育室内または付近に園児が落着ける小さなスペースを整備する。
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・式典や発表会等の使用を想定した舞台や設備、スペースを整備する。 ・園児が全力で運動ができる広さを確保する。
子育て支援ルーム	※後述
調理室 *	<ul style="list-style-type: none"> ・ランチルームに配膳しやすい位置に整備する。 ・作業区分やアレルギー対応に配慮したスペースや動線を整備する。 ・屋外の食材搬入路や調理室内の効率的な動線を整備する。
ランチルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室から配膳しやすい位置に整備する。 ・調理体験ができる設備を備える。 ・他用途にも活用できるよう整備する。
職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭や玄関、保育室が見える位置に配置する。 ・重要書類保管のための金庫・書庫を設置する。 ・常勤職員が効率的に事務作業等を行えるスペースを整備する。
保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室付近に設置する。
玄関ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候の際にも、園児・保護者の出入りがスムーズにできるスペースや家具を整備する。
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・人数に応じて広さを調節できるようなつくりとする。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室としてプライバシーを確保することもできるように整備する。
応接室	
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童用（乳児・幼児別）、障害者用（車イスのまま手洗いができる形式）、来客用、職員用を各男女別に設置する。 ・児童や職員が利用しやすいつくりとする。
休憩室等	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩室、更衣室、シャワー室等を整備する。

表 10：園舎外の整備内容案

整備内容	注意点及び要望等
屋外遊技場 * (園庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室から直ぐに出られ、相互に活動が見えるつくりとする。 ・年長と年少の園児が同時に活動できる園庭とする。 ・食育の観点から、自分たちで栽培や収穫ができる菜園を整備する。 ・季節や自然の地形を楽しめる園庭とする。 ・運動会等の行事開催を想定したつくりとする。
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・体力づくりや木材の良さ、自然環境を生かした遊具とする。
遊具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じて複数庫を設置する。
屋外倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・園児が利用できない安全対策ができるつくりとする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動中に利用しやすいトイレを整備する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・バスや自家用車による送迎がスムーズに行え、歩行者の安全が確保された駐車スペースとする。
テラス	<ul style="list-style-type: none"> ・半屋外での創作活動や水遊びなどを想定し、保育室または遊戸室から使いやすい位置に整備する。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・常設か簡易（組立式等）いずれかで整備する。簡易の場合は、幼児用、乳児用を分けて設置できるスペースを確保する。

※「*印」については府認定要件条例で整備必須となっているもの。

(2) 療育事業施設

生活や学習面でのつまずきを抱える児童が将来自立し、社会参加するために必要な力を培うため、遊びや体を使った活動をとおし、集団生活に適応できるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行い、障害や発達に課題があっても自分らしく過ごせるよう支援することを目的に整備を検討するものとします。

【施設整備全般に関する事項】

- ・ こども園における乳児棟・幼児棟のように、職員室を中心として園舎内に療育棟（ゾーン）を分けて整備。
- ・ 利用者の利便性、防犯上の観点から、こども園とは別に玄関を設置。
- ・ 施設のバリアフリー化。
- ・ 音が響きにくいつくりや仕上げで整備。

表 11：療育事業施設の整備内容案

整備内容	注意点
定員	10名
運営時間	10：00～14:00
職員	5名
指導訓練室 (大)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健やかな生活の場として、明るく、広い面積で整備する。 ・収納スペースを充分確保し、ケガや事故の防止に配慮する。 ・大型吊式器具を設置できるつくりとする。
指導訓練室 (小)	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的に利用できるスペースとして整備する。 ・手洗い場（室内）を整備する。
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園と共用とする。
職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室に隣接し、児童の様子が見えるつくりとする。 ・重要文書の保管場所を整備する。
トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な児童が使用しやすいよう、手洗いや着替え等の動作を想定し、充分なスペースを確保する。
玄関ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室から様子が見え、児童がスムーズに登室・降室できるスペースや家具を整備する。 ・車椅子利用に配慮したバリアフリーな玄関とする。
会議室等	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園と共用とする。
休憩室等	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園と共用（職員用）とする。
遊具庫 教材室	<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室と隣接させ、大型遊具や小物を整理・収納しやすいつくりとする。
園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容によってこども園と共用とする。 ・砂場や水遊び、野菜の栽培体験ができる園庭とする。

(3) 子育て支援ルーム

未就学の親子が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場の提供および子育て等に関する相談や援助、子育て関連情報の提供を目的とした拠点子育て支援センターの受け皿となる施設として、丹波地域の子育て世代を対象とした運営を想定し、こども園の園舎内に整備を検討するものとします。

表 12：子育て支援ルームの整備内容案

項目	内容
対象利用者	親子 2～3組を想定する
職員	1名（拠点子育て支援センターから派遣、開放日は常駐）
施設規模	子育て支援ルーム 1室 (開放日・時間以外はこども園等が利用)
施設配置	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって分かりやすいこと。 ・こども園の職員と連携が図りやすいこと。 ・こども園と動線を分けるために出入口を別にすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳用の可動パーティション、保護者や児童用トイレ、手洗い、流し台等を用意する。 ・幼児の活動スペースと乳児の安全スペースを確保する。